

最高裁秘書第4163号

令和7年12月26日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和7年12月19日に答申（令和7年度（情）答申第90号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和7年度（情）諮問第44号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和7年5月7日（令和7年度（情）諮詢第44号）

答申日：令和7年12月19日（令和7年度（情）答申第90号）

件名：東京高等裁判所における裁判事務の分配等に関する申合せ集（現在有効なもの）の開示判断に関する件（文書の特定）

## 答申書

### 第1 委員会の結論

「東京高裁の裁判事務の分配等に関する申合せ集（現在有効なもの）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が、別紙記載の各文書（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、開示した判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が令和7年3月13日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

開示された司法行政文書以外にも、本件開示申出文書に該当する司法行政文書が存在すると思われる。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 東京高等裁判所において、本件開示申出文書を探査したが、本件対象文書以外の文書は存在しなかった。
- 2 これに対し、苦情申出人は、開示された司法行政文書以外にも、本件開示申出文書に該当する司法行政文書が存在すると思われる旨主張する。

しかしながら、東京高等裁判所において、本件対象文書以外に本件開示申出文書を作成又は取得する必要はなく、実際にも作成又は取得していなかったも

のであり、原判断に不合理な点はない。

#### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和7年5月7日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年11月7日 審議
- ④ 同年12月5日 審議

#### 第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長は、東京高等裁判所においては、本件対象文書以外に本件開示申出文書を作成又は取得する必要はなく、実際にも作成又は取得していなかったと説明する。この説明は、裁判事務の分配等のためには本件対象文書があれば足りるから、そのほかに本件開示申出文書を作成する必要はないとする趣旨のものと理解でき、このような説明に特段不合理な点は見当たらない。そのほかに、東京高等裁判所において本件対象文書以外に本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

なお、本件対象文書は下級裁判所事務処理規則6条1項に基づいて裁判官会議の議により定められるものであって単なる申合せには当たらないと考えられるが、東京高等裁判所が本件開示申出文書における申合せの意味を広く解釈して本件対象文書を開示したことが不適切であったとはいえない。

2 以上のとおり、原判断については、東京高等裁判所において本件対象文書以外に本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委 員 長 戸 雅 子

委 員 川 神 裕

**別紙**

- 1 令和6年度における東京高等裁判所の裁判官の配置、裁判事務の代理順序、裁判事務の分担、事件の分配、開廷日割及び行政事務の代理順序に関する定め
- 2 令和6年度における知的財産高等裁判所の裁判官の配置、裁判事務の代理順序、裁判事務の分担、事件の分配、開廷日割及び行政事務の代理順序に関する定め